

第1回若者つながり創出事業者選定委員会 議事録

日時：令和8年4月9日（木）午後10時00分から10時40分

場所：本館4階 第2会議室

出席者：大矢企画財政部長、橋川企画財政部次長、渡辺企画課長、西川こども政策課長

事務局：中永企画課長補佐、牧野企画課主任、義川係員

案件：(1) 会議の公開・非公開について

(2) 若者つながり創出事業業務委託に係るプロポーザルの参加者募集内容について

(3) 今後のスケジュールについて

(事務局)

定刻となりましたので、第1回若者つながり創出事業業務委託事業者選定委員会を始めさせていただきます。

本日はご多忙にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。企画課長補佐の中永でございます。

本日は、委員5名中、4名が出席しておりますので、若者つながり創出事業業務委託事業者選定委員会設置要領第5条第2項の規定により本委員会が成立していることをご報告いたします。

また、同設置要領第3条第2項の規定に基づき、委員長は大矢企画財政部長に、副委員長は橋川企画財政部次長にお願いいたします。

まず、本日の資料につきましては、

資料1 若者つながり創出事業業務委託事業者選定委員会 設置要領

資料2 若者つながり創出事業業務委託事業者選定委員会 委員名簿

資料3 門真市情報公開条例

資料4 門真市プロポーザル方式実施要領

資料5 若者つながり創出事業業務委託募集要領（案）

資料6 若者つながり創出事業業務委託仕様書（案）

資料7 企画提案書作成要領（案）

資料8 若者つながり創出事業業務委託事業者選定委員会 評価基準（案）

の8点がございますが、メールにてお知らせしましたとおり、DocuShareに格納しておりますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

次に、委員の紹介ですが、本委員会は市職員のみで構成されているため、資料2の委員名簿をもって代えさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行は委員長にお願いいたします

(委員長)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第1の「会議の公開・非公開等について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。

資料3をご準備ください。

本市では、資料3の「門真市情報公開条例」第6条の各号に該当する場合などは、公開しないことができるとされております。

本委員会では、現在のところ2回の委員会開催を予定していますが、まず、第1回の本日は、委託事業者を選定するための仕様や要領について審議いただく予定であり、「門真市情報公開条例」第6条第5号に定める、「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報」が含まれます。

また、第2回は、プレゼンテーション審査を行う予定であり、プロポーザル参加事業者がそれぞれの提案を発表するため、「門真市情報公開条例」第6条第2号に定める、「開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他相当な利益を害するおそれのある情報」が含まれる可能性がございますので、事務局としましては、会議は非公開とすることが妥当ではないかと考えております。

次に、会議録につきましては、市ホームページで公開いたしますが、本日の会議録につきましては、募集内容に関わる内容が含まれるため、公募の開始後に公開する予定でございます。

また、第2回の会議録は、会議の非公開と同様の理由により、プレゼンテーション審査の部分を記載せずに公開することを考えております。

これらの対応でよろしいか、ご審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

(委員長)

ただいま、会議の公開・非公開等について説明がありました。

事務局からは、会議は非公開とし、会議録については、事業者を選定する際のプレゼンテーション審査の部分は記載せず、それ以外の部分のみで公開することが提案されました。

皆さまからご意見やご質問等がございますでしょうか。

(西川委員)

次第も公開されるのですか。

次第の場所が第10会議室となっているので、ここが更新しといた方がいいかなど。それだけです。

(事務局)

承知しました。ありがとうございます。

(委員長)

他にご意見等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、会議の公開・非公開及び会議録の取扱いについては事務局の提案どおりとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(委員長)

それでは、会議は非公開とし、会議録についてはプレゼンテーション審査の内容を記載せずに公開することといたします。

続いて、次第の2「若者つながり創出事業業務委託に係るプロポーザルの参加者募集内容について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それではご説明いたします。

まず、資料4の門真市プロポーザル方式実施要領をご覧ください。

この要領は、本市でプロポーザル方式を実施する際に必要な事項を定めたもので、この選定委員会で審議し、決定する事項として、第5条で募集要件や指名要件等、第6条で評価基準が挙げられています。

これらの事項は、募集要領や仕様書等に記載していますので、資料5から資料8により説明いたします

まず、第5条第1号の公募型又は指名型の採用に関することです。

資料5の募集要領の始めの文章をご覧ください。

本件は多くの事業者からの提案を受けるため、公募型の採用を考えております。

次に、5条第2号の業務名、業務内容、履行期限及び履行場所に関することです。

募集要領の2の業務概要をご覧ください。

委託名は若者つながり創出事業業務委託、委託期間は契約締結日から令和11年3月31日まで、実施場所は門真市企画課が指定する場所としています。

委託内容については、資料6の仕様書をご覧ください。

まず、1.の本業務の目的・趣旨ですが、門真市では、若年層の転出超過や未婚率の上昇、少子化の進行が顕著であり、持続可能な地域社会の実現に向けては、若者が市内に関心を持ち、交流し、将来の定住や結婚に至る機会を創出することが喫緊の課題となっている、としています。

本市における若年層の転出抑制及び定着促進をめざし、主として20代の市内・市外在住の若者に対し、出会いの創出、交流の活性化、結婚やキャリア形成等に関するライフデザインの意識醸成を図り、若者が本市での暮らし・働き方・将来像を主体的に描ける環境を整えるとともに、交流機会の提供により長期的な地域関係人口の増加につなげる業務を委託するものである、としています。

続いて、3.の業務内容ですが、受注者が携わる業務内容を記載しております。

まず、(1)のイベントの企画、運営、募集等については、若者が人生・働き方・結婚に関する価値観を整理し、将来のライフプラン形成をサポートするライフデザインセミナーと、若者同士の自然な出会いを生み、参加者が本市に親近感を持つ契機をつくるテーマ型マッチングイベントを一体的に実施するとともに、結婚を希望する若者の出会いの機会を創出する婚活イベントを実施すること、としております。

次に、(2)のイベント参加対象者については、

①参加資格は、20歳以上40歳未満の独身男女とし、市内在住者と市外在住者の割合が1：1程度となるよう努めること、②年度ごとの参加対象者数については、1回あたり男女各10名～40名程度の範囲で、募集時は男女同数を基本とすること、令和10年度においては、参加対象者数を拡大し、1回あたり100名程度のイベントを複数回開催すること、としています。

また、③「25～29歳男女」や「30代男女」など、各イベントの内容を踏まえた参加者の年齢を指定し、イベント内容と併せて提案すること、④参加者には、参加にあたっての条件等を記載した宣誓書の提出を求めるものとし、イベント開催時に、公的証明書等により参加者の本人確認を行うこととする、としています。

さらに、⑤応募者が定員を超えた場合は抽選とし、応募者全員に結果を通知するとともに、同一の参加者の複数回への参加は妨げないが、参加機会の均衡に十分に配慮すること、としています。

以上が、仕様書に定める業務内容となります。

次に、資料4「門真市プロポーザル方式実施要領」の第5条第3号の提案限度

価格及びその価格公表の有無その他金額に係る条件に関することです。

募集要領の2の(5)をご覧ください。

提案限度価格は税抜きで37,575,454円としており、令和8年度から10年度の予算額から消費税等を差し引いた金額としております。

また、今回の募集では限られた価格の中で、提供可能な独自の提案をいただきたいと考えているため、提案限度価格は公表する方向で考えております。

次に、実施要領第5条第4号の第9条第1項第7号の規定に基づく参加資格及び指名要件に関することですが、特に追加しておりません。

また、今回は公募型での募集を予定しているため、第9条第1項第1号に記載されている門真市の入札参加資格者名簿に登録している者であることは参加資格としておりません。

次に、第5条第5号の提案者を評価するための評価基準及び評価方法に関すること、第11号の評価が同点となった場合の措置に関すること、第6条の評価基準を合わせてご説明します。

資料8の評価基準をご準備ください。

まず、2ページ目の評価基準表をご覧ください。

評価項目について、基本項目が「仕様書との整合性」、「受託実績」、「実現性・有効性」、「人員体制」の4項目、企画提案項目が「イベントの企画、運営等」、「テーマ型マッチングイベント」、「婚活イベント」、「周知・広報」の4項目、その他、独自提案等項目が「経費」、「独自提案」の2項目、全部で10項目となります。

配点は基本項目の「仕様書との整合性」、「受託実績」の2項目が5点満点、企画提案項目の「イベントの企画、運営等」が20点満点、それ以外の項目は10点満点としております。

なお、企画提案書はこれらの項目に沿い、作成することとしており、詳細は資料7の企画提案書作成要領(案)で示す予定です。

次に、評価基準の「2 選定方法」をご覧ください。

先ほどの評価項目のうち、委員の皆様には評価いただくのは基本項目の「実現性・有効性」、「人員体制」、企画提案項目及びその他、独自提案等となります。

基本項目の「仕様書との整合性」「受託実績」は、事務局が提案者から提出された提案書及び業務実績調書等により点数を定めます。

選定は提案者を匿名として行うため、すべての提案者の審査が終了するまで委員に提案者の情報は示さないこととしております。

受注候補者として選定するのは、選定に参加した委員の提案評価点を合計した点数が、最も高い提案者とします。

なお、合計点数が、委員全員が満点を付けた場合の6割に満たない場合は受注

候補者としません。

また、合計点が最も高い提案者が2者以上あるときは、次の順に基づき受注候補者を決定することとしております。

まず、「企画提案項目」における得点が高い者、次に、「その他、独自提案等項目」における得点が高い者を受注候補者といたします。それでもなお同点の場合は、提案価格が低い者を受注候補者と選定いたします。

評価点の算出についてですが、各項目は5段階で評価するものとしており、配点が10点満点の項目の場合、非常に優れた提案が10点、優れた提案が8点、標準的な提案が6点、やや低い水準の提案が4点、低い水準の提案が2点としております。

配点が5点満点の項目の場合、非常に優れた提案が5点、優れた提案が4点、標準的な提案が3点、やや低い水準の提案が2点、低い水準の提案が1点としております。

なお、基本項目の点数については、事務局で事前に記入させていただき予定としております。

次に、実施要領第5条第6号の価格評価を評価項目に含める妥当性に関することですが、今回は価格を評価項目としておりません。

次に、第5条第7号の提案書の提出期限、提出場所及び提出方法に関することです。

募集要領の4の参加手順をご覧ください。

提出期限は令和8年5月18日、提出場所は門真市企画財政部企画課、提出方法は持参又は郵送としております。

次に、実施要領第5条第8号の参加説明会を開催するときはその内容に関することですが、今回、参加説明会は実施しない予定です。

次に、第5条第9号のヒアリング及びプレゼンテーションの有無、ヒアリング等を行う場合の予定日その他ヒアリング等に係る事項に関することです。

募集要領の6の評価方法等をご覧ください。

まず、ヒアリング等は実施します。

実施予定日は令和8年5月22日です。その他ヒアリング等に係る事項としては、審査方法はプレゼンテーション及び質疑応答、時間はプレゼンが20分、質疑応答は10～20分程度としており、説明資料は事前に提出した企画提案書のみとしております。

その他の注意事項や失格となる者についても合せて記載しております。

次に、第5条第10号の審査内容の疑義照会に関することですが、疑義照会があった場合は第15条第9項に基づき回答することとします。

次に、第5条第11号は先ほど説明いたしましたので、第12号の募集から提

案の採否決定までのスケジュールに関することです。

募集要領の 8 ページに今後のスケジュールを記載しておりますのでご覧ください。

現時点の予定ですが、4 月 15 日に公募開始、4 月 30 日に質問締切、5 月 12 日までに随時、質問への回答を公表、5 月 18 日に参加申込、企画提案書提出の締切、5 月 20 日に参加資格確認結果通知の送付、5 月 22 日にプレゼンテーション審査を実施する予定です。

最後に、第 5 条第 1 3 号の前各号に掲げるもののほか、選定委員会が必要と認める事項に関する場合は、審議の中で必要に応じ挙げていただければと思います。

説明は以上でございます。

(委員長)

事務局より、委託事業者を公募する際に選定委員会で審議すべき事項について説明がありました。

皆さまからご意見やご質問等はございますでしょうか。

(委員長)

はい。どうぞ。

(渡辺委員)

どこかに書いてあったら申し訳ないのですが、募集要領で今回応募があった場合、まず参加資格の確認があって、特に疑義がなければ、次のプレゼンテーションに移るってなると思うんですけど、出てきたものは全部プレゼンしてもらおうっていう理解でいいんでしょうか。いっぱい出てきた時に絞るみたいなことは考えていないっていうことでもいいんでしょうか。

そんないっぱい出てくる案件なのかどうかはそもそもなんですけど。10 件、20 件仮に出てきたとして、みんな参加資格があるってなったらすべてをプレゼンテーションしてもらおうことになるのかなと思うんですけど。

(事務局)

はい。そういう理解です。

現状、書類審査は予定しておらず、5 月 22 日をプレゼンテーションの審査実施日としておまして、一応予備日として翌週の 25 日も設定しておりますので、2 日に分けてやるかは調整かなと思っております。

(渡辺委員)

事前の一次審査みたいなものはない？

(事務局)

はい。特にない想定です。

(渡辺委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

他によろしいでしょうか。

はい。どうぞ。

(西川委員)

募集要領の4 参加手続のところ、質問がある時はメールで送ってくださ
いと書かれてまして、メールで送った後に電話をしてくださいというふう
に書いてるんですが、大事な内容なのでという話で、他のこういうプロポーザルの
案件でも一般的にやっているのでしょうか。

(事務局)

そうですね。過去の募集要領等を参照してしまして、おっしゃるとおり時代的
にというか、そぐわない部分もあるかなとは思いますが。

(西川委員)

そうですね。電話しないっていう考えかなと思ったけど、大事やからって
いうことなのかなとも思ったんですが。

(事務局)

そこを踏襲しているという形にはしております。

(西川委員)

そういうことなんですね。わかりました。

その下に問合せ先があって、一番最後の下の所にも問合せ先ってあるん
ですけど、これは分けているんですか。

(事務局)

いえ、特段分けてはおらず、質問に関してというところですので、わかりやすい所に記載しているというぐらいで、重複はしておりますが。

(西川委員)

わかりました。

(委員長)

よろしいでしょうか。

私の方から確認で、評価基準に関して先ほどご説明があつて、基本項目の「仕様書との整合性」から「人員体制」までは事務局の方で採点されるということで、今度プロポーザルかプレゼンテーションがあつた時に、この企画提案項目とその他、独自提案等の所を採点させてもらうということによろしいですか

(事務局)

「実現性・有効性」、「人員体制」については委員の皆様には評価していただきませす。

(委員長)

基本項目が4つあつて合計30点、この4つとも事務局採点でいいですね。

(事務局)

基本項目の「仕様書との整合性」と「受託実績」は事務局で、「実現性・有効性」と「人員体制」は選定委員の皆様で採点いただきます。

(委員長)

基本項目の中でも、上の2つだけ？

(事務局)

はい。

(委員長)

そうなんですね。

あともう1点、価格評価は、いわゆるよくある何社か出てきた時に、最低のところからの価格評価点みたいな割り算とか計算式して点数を配分とかそういうのはしない？

(事務局)

しないです。

(委員長)

ただ、評価基準の下から2番目の「経費」のところの「提案内容に対して、妥当な経費が示されているか」は、そのプレゼンテーションと書類を見る中で、委員が個別評価というか客観的な評価をすると。

(事務局)

はい。絶対値としての価格の評価は行わず、妥当性で判断いただきたいと思っております。

(委員長)

ということで10点が配当されていると。それは1から10までの採点をするということですね。ありがとうございます。

もう1点だけ、仕様書の4ページの、(2) イベント参加対象者についての④「また、イベント開催時に、公的証明書等により参加者の本人確認を行うこととする。」と。これは受託事業者が参加者に運転免許証なのかマイナンバーカードなのかで確認いただいて、特にコピーをとったり、個人情報を収集するとかいうことは、受託事業者にはさせる？させない？

なんか個人情報の収集の届出がとかあるじゃないですか、市が何かやる時は。それで言うと、入口で免許証の写真と生年月日を一応見て、本人かなっていう程度の確認っていう理解でいいですか。

(事務局)

こちらのところの確認に関しては、コピーまでとるという想定はございませんが、ただ事業を実施するにあたっては、当然参加者の門真市内の方なのか市外の方なのか、年齢はとか、氏名は当然ですけれども、収集いたしますので、個人情報の取扱の届出は行う予定です。

(委員長)

コピーまではしないけど、何か控えるっていうイメージになるのかな。

(事務局)

そのへんはまた協議かなとは思いますが、保存までする必要があるのかというところかなと。

(委員長)

自署してもらうのか、自署されたものを証明書の確認程度にするのか。

(事務局)

イベントへの参加申込の時点で、名前とか住所とかは全部収集するっていうところがあるので、届出を行うということです。

(委員長)

事前申込があるのか。すみません。私、会場に突如としてそれなりの人数が現れると勝手に思い込んでしまっているけど、既に住所と年齢とか生年月日とかが収集されていると。

(事務局)

はい。ただ、その時は参加申込された方と実際に会場に来られた方が同一人物かという意味での確認作業になっております。ですので、その人がその人そのものなのかどうかの確認というのは正直出来かねるという意味ですが、ここで言う確認というのは、参加申込をされた方と会場に実際に来られた方が一致しているかどうかの判断でございます。

(委員長)

では、イベント開催時ということですね。

(事務局)

はい。

(委員長)

ありがとうございます。

(西川委員)

会場で得られた参加者のデータというのは、業者は二次利用できないようになっているのですか。

(事務局)

はい。それは契約等の際に定める予定ですけれども、本事業に関わるものに関しては、当然事業者のものではなく、市の所有物になりますので、二次利用は想定しておりません。

(副委員長)

資料8の1ページ目の下に、配点が10点の時は、10点、8点、6点、4点、2点と付けると。次の20点満点のところは抜けているかな。

(事務局)

大変失礼しました。記載漏れでございますので、修正させていただきます。

(委員長)

はい。どうぞ。

(渡辺委員)

同じ評価基準表のところの確認ですけど、企画提案項目で今回(1)から(4)までの4項目が評価基準になっています。仕様書の3業務内容の(1)イベントの企画、運営、募集等についてという大きな括りがあって、その中に(ア)ライフデザインセミナーの主な内容、(イ)テーマ型マッチングイベントの主な内容、(ウ)婚活イベントの主な内容と続いていますが、採点する時の項目としては、(1)で大きくイベントの企画、運営が適切なものになっているかということをもとにまず問うた上で、テーマ型マッチングイベントと婚活イベントについては、その中でもさらにもう1回評価するというか重視して評価するというので、1番上がライフセミナーとかじゃなくて、大きな括りでの(1)20点と、この2つだけ特出ししている10点というのはあえてやっているという理解でいいですか。

(事務局)

はい。今回テーマ型マッチングイベントと婚活イベントに関しては、本事業の中核の成すものですので、若干重複するような記載にはなっておるんですけども、こちらの内容が主にプレゼンテーションの際にも重点的に説明される内容かなと思っておりますので、あえてここは特出しをしているというところがございます。

(渡辺委員)

イベント全体としてどうかっていう評価と、テーマ型と婚活イベントについてそれぞれ具体的にどうかっていうのを両方評価したらいいということですか。

(事務局)

そうですね。ですので、テーマ型マッチングイベント及び婚活イベントに関し

では、そのイベントそのものの内容に関して評価いただきたくて、その上の「イベントの企画、運営等」に関しては、この業務全体の集客効果であったりとか、その他はですね、イベント以外の部分での記載しているような参加者のコミュニティ形成だとか、事業者との協力体制等というところを見ていただいて採点いただこうかなと思っております。

(渡辺委員)

ありがとうございます。

(委員長)

他にご意見やご質問等はございますか。

どうぞ。

(西川委員)

募集要領の中で、及びというところで平仮名と漢字と混ざっているところがありまして、「事業の趣旨・目的」のところは2つあって、そこだけかなと思いますが。

(事務局)

公募の際に修正させていただきます。

(委員長)

よろしいですか。

では、先ほどの募集要領の部分であるとか、評価基準表の20点満点のところ、大きく変わるのはその2点？

(事務局)

そうですね。あと、漢字の修正であるとか。

(委員長)

では、事務修正等々、事務局の方でお願いして、基本的な考え方としては、示された内容で公募することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(委員長)

それでは、異議がないようですので、事務局の方で進めていただきたいと思います。

続いて、次第3の「今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

説明いたします。

まず、募集要領等についてですが、本日の審議で修正のご意見をいただきましたので、近日中に修正のうえ、委員の皆様は書面で確認いただきたいと思います。

次に、今後の予定については先ほどの説明と重複しますが、4月15日に公募開始、5月18日に参加申込、企画提案書提出の締切、5月20日に参加資格確認結果通知の送付、5月22日にプレゼンテーション審査の実施となります。

委員の皆様には随時状況の報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

(委員長)

ただいま、事務局より説明がありました。

今後のスケジュールについて、何かご意見、ご質問等ございますか。

先ほどの冒頭での質問がありましたが、複数社というか、相当、1日で普通プレゼンテーションをやろうと思ったら、5社、6社ぐらいが限界なのでしょう。それを超えてきた時に、今のところ事前審査はしないということだったので、それがあまりに超えたらスケジュールに何か調整が入ってくる可能性があるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事はすべて終了しましたので、これを持ちまして第1回の選定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。